

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人横浜商科大学
②設置大学名称	横浜商科大学
③担当部署	総務部庶務課
④問合せ先	shomu@shodai.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.shodai.ac.jp/basic_info/governance_code/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念、教育目的について大学Webサイト等により広く社会に示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学科、コースにおいて、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーおよびアドミッションポリシーを定め、大学 Web サイトや学生便覧などにより明確に示している。 また、シラバス記載による科目との関連性、履修モデルの整備などを通じ、学生に学びの導線をわかりやすく提示している。 学部全体で、IR 情報の活用や自己点検・評価により、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は学則に基づき中長期における構想、目標を示し、教育職員を統率しその施策の実行を行う。そしてその教学に関する重要事項を審議する機関として大学運営会議を置くことを学則で定め、運用している。 また、学部長は学部運営のために、教授会を開き、教学に関する重要事項について学長の決定事項に対し、意見を述べるができるものとしており、教育研究上の種々の課題について適切に対応できるよう、教学組織における権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教学における諸課題への対策および解決にむけた実態的なアクションのため、教職協働の会議体として専門部会を組織し、この対応にあたっている。 また、大学運営会議は教員および教学部門の事務責任者で構成されており、実務的な面から重要事項の審議、検討に対して、一貫した教職協働による運営体制を構築している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント）については、教職協働体制である専門部会および人事担当部門が連携、主体となり企画、運営をしている。2025 年度からは、教学に関する主要課題に集中的に対応するため、教務専門部会の中で 3 つの WG（ワーキング・グループ、①学修成果の可視化、②教育 DX、③多様な学生への教育支援）を立ち上げ、それぞれの課題に関する

	FD を企画、運営した。 また、SD（スタッフ・ディベロップメント）については、各部署の業務課題内容に基づく、研修内容を研修委員会が年間の計画を通して取り纏めた上での研修参加を促していることや、学内での教育研究に関するものや、労務に関する諸問題の研修会を定期的に関き実施している。
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教学部門の意思決定機関である大学運営会議構成員や事務組織の管理職の意見を集め、部門ごとに具体的な計画を立案し事業計画に落とし込んでいる。また、中期計画の策定においては常任理事会の下に将来構想検討会を設置し次期中期計画案を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	年度毎に事業計画書と報告書を作成し、事業の進捗状況を確認するとともに、Web サイトにも掲載し周知している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、「安んじて事を托さるる人となれ」を建学の精神（教育の基本理念）としている。本学で学ぶ「商学」は単にビジネスの知識や利益を生み出す「スキル」だけを学ぶものではない。売り手・買い手・世間の三方よしとなることが真つ当な「あきない」の在り方であり、「商学」の学びを通じた総合教養を養う中で自ら問いを立て、考えを深めることができる人間力の高い人材を育成している。 カリキュラムの中では、初年次教育、アクティブラーニング、少人数教育、企業や地域との連携などを通じ実践力と応用力を育てている。このようにして、真つ当な商いに取り組む人材を輩出することは社会の要請とも合致している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、2015 年には横浜市鶴見区と「包括連携協定」を締結し、鶴見区の魅力を PR する「横浜つるみの街さんぽ」のWEB 配信、鶴見の観光を担う人材（鶴見コンシェルジュ）の育成を目的とした講座の実施、鶴見区民だけでなく横浜市に在住在勤の成人者に対し、図書館資料の貸出サービス、等を行っている。

	2018 年には株式会社フリエスポーツクラブ（横浜 FC）と「スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定」を、同じく 2018 年に湘南信用金庫と「産学連携に関する協定」を締結している。 本学から最も近い大規模商店街である「大口通商街協同組合」とも 2015 年 4 月に「商店街活性化と地域振興における連携に関する協定」を結び、これまで商店街の方々との共同によるまちづくり事業の運営を授業の一環として実施するなどした。 さらに、「横浜開港 150 周年記念事業」として、本学学生と一般社会人を対象とした「中華街まちなかキャンパス」を 2009 年から実施、本学と野毛地区街づくり会と連携し、商店街活性化事業「野毛まちなかキャンパス」を 2007 年から実施するなど、大学と地域社会との連携事業を推進している。 また、2025 年度以降、地域産業研究所において、地域住民、企業、行政等の多様な主体と本学学生が協働し、地域社会のより良いあり方を考えながら実践的な活動に取り組む Learning Creation Lab（ラーニング・クリエイション・ラボ）を運営している。
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の修学支援を行うため、ダイバーシティ及びインクルージョンの推進と体制構築を進めている。国際交流担当を配置し、障害学生支援室には専門的スキルのある特別支援コーディネーターを置き、部署間連携を通じて全学的に支援体制を整えている。本学への人材採用についても、人事課内に担当者を配置し、職場内の理解を進めると共に制度整備に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性の活躍する場を用意している。役員 1 名（総数 6 名）、事務管理職 3 名（総数 14 名）、評議員 1 名（総数 9 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成について「寄附行為」に定め、理事長、常務理事、常任理事の職務を「理事職務分掌規程」に定め明確にしている。理事選任機関を「寄附行為」に定め、評議員会の意見を十分に斟酌した上で

	適切に理事を選任している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的開催しており、必要に応じて臨時開催も行う。法令及び「寄附行為」に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴取し、業務執行上の重要事項を審議し決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会・評議員会で決定した事業計画や方針に基づく法人の日常業務運営は、理事長、常務理事及び常任理事で構成される常任理事会で審議し、執行している。常任理事会の運営に関することは「常任理事会規則」に定めている。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録及び理事の職務執行に関わる情報については「寄附行為」、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」に基づき適切に作成、保存及び管理をしている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	各理事が過去の議事録や議案などを閲覧できる環境を整えている。大学運営会議などの教学関係の重要会議の議事録についても必要に応じて閲覧できるよう整えている。学内で開催する研修会などへも出席できる機会を設け、知見を広げて頂いている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる要件を「寄附行為」に定め、理事会にて監事候補を審議し、評議員会の決議により選任している。 会計監査人の選任は評議員会で行い、評議員会へ理事が提出する議案を監事が決定している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための事項を「監事監査規則」及び「内部監査規程」に定め、監事は会計監査人及び監査室とも連携して適切に監査を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、監事に私学事業団等が主催している研究会への受講を求めている。更に過去の理事会議事録や議案を閲覧できるよう環境を整備している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性、構成割合を「寄附行為」に定め明確にしている。 評議員は理事会において選任する枠組みと評議員会にて選任する枠組みがあり、年齢、職業等に著しい偏りがないよう配慮することが「寄附行為」の中で定められている。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や決議事項、評議員の役割や責務を「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に定め、明確化するとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び運営について「寄附行為」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に定め、適切に運営している。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、更に審議を尽くすために、理事長が再度、評議員会を招集できるよう「寄附行為」に定めている。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他の職務執行に係わる情報について、「寄附行為」、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」などに基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報共有を行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理に関する規程」を定め、理事長を委員長として危機管理委員会を設置し、リスクの顕在化防止に努めている。また、「危機管理マニュアル」を整備し、防災事案、海外危機事案など事象に合わせた対応委員会を設置するなどして対応している。危機に応じた対処が取れるよう、危機管理体制を整備しつつ事業継続についても留意している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事及び職員の職務執行が「法令」、「寄附行為」に適合することを確保するため、「コンプライアンス推進規程」を定め理事長を最高責任者としている。また、理事長の下にコンプライアンス総括責任者を配置し、監査室との連携体制を構築し、コンプライアンス推進委員会を組織している。更にコンプライアンス推進を指揮する役割として、コンプライアンス

	推進責任者を配置し、体制を整備している。
--	----------------------

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学 Web サイトの大学案内のページにおいて、社会に対する説明責任と情報の公開について方針を示している。また学校法人情報のページにおいて、学則や財務などの経営に関する情報を公開している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	在学生、受験生、保護者、企業等のステークホルダーに向け、Web サイトや SNS、紙媒体などを目的に応じて、使い分けて情報を届けている。教育・研究成果は IR 情報として可視化して公開し、本学の学びの質を客観的かつ分かりやすく伝える工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明